

お届けいただく方へ

死亡等の失権連絡は、電話または郵送でお受けいたします。
(失権の事由が生じたときのみご提出ください。)

● 電話で届けていただく方へ

1. 年金証書記号番号(「8594」ではじまる番号)がわかる書類(年金証書・改定通知書等)をお手元においておかけください。
また、年金受給者が他の公的年金を受けていたときには、その年金証書等も併せてご用意願います。
2. 年金受給者に配偶者がいる場合で、その方が公的年金を受けているときにも、その年金証書等をお手元にご用意願います。

電話：03-3261-9849 審査第一課
03-3261-9843 審査第二課

元組合員が退職された道府県により担当課が異なりますので、右下の「担当地区」を参考にご連絡ください。

◎電話での連絡は、次の時間内をお願いします。
月曜日～金曜日(祝日は除きます)。
午前9時～12時、午後1時～6時
※年金の支給日の前後は、電話がかかりにくくなりますので、あらかじめご了承ください。
※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

● 郵便で届けていただく方へ

右記の「失権事由等連絡書」の用紙に記入の上、ご郵送ください。

なお、連絡書到着後に、当組合より電話にてご連絡いたします。

〒102-8601
東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル
地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 審査第一課 あて
(または) 審査第二課 あて

地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 御中

失権事由等連絡書

元組合員が退職された道府県		
年金証書記号番号		8594 <input type="text"/>
受給権者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
失権年月日(失権事由)		平成 年 月 日 (死亡・婚姻・養子縁組)

キリトリ線

届出人	フリガナ	
	氏名(続柄)	受給権者との続柄(妻・夫・子・本人・)
住所	〒 -	
連絡先電話番号	昼間 TEL	- -
	夜間 TEL	- -

***日中、連絡可能な電話番号の記載をお願いいたします。**

<担当地区> ※地区は元組合員が退職した道府県によります。
審査第一課：北海道・東北、関東、北陸、東海(静岡県、三重県を除く。)
審査第二課：静岡県、三重県、近畿、中国、四国、九州・沖縄

お届けいただく方へ

死亡等の失権連絡は、電話または郵送でお受けいたします。
(失権の事由が生じたときのみご提出ください。)

電話で届けていただく方へ

- 年金証書記号番号(「8594」ではじまる番号)がわかる書類(年金証書・改定通知書等)をお手元においておかけください。
また、年金受給者が他の公的年金を受けていたときには、その年金証書等も併せてご用意願います。
- 年金受給者に配偶者がいる場合で、その方が公的年金を受けているときにも、その年金証書等をお手元にご用意願います。

電話：03-3261-9849 審査第一課
03-3261-9843 審査第二課

元組合員が退職された道府県により担当課が異なりますので、右下の「担当地区」を参考にご連絡ください。

◎電話での連絡は、次の時間内をお願いします。

月曜日～金曜日(祝日は除きます。)

午前9時～12時、午後1時～6時

※年金の支給日の前後は、電話がかかりにくくなりますので、あらかじめご了承ください。

※電話番号をご確認のうえ、お間違いのないようお願いいたします。

郵便で届けていただく方へ

右記の「失権事由等連絡書」の用紙に記入の上、ご郵送ください。

なお、連絡書到着後に、当組合より電話にてご連絡いたします。

〒102-8601

東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル

地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 審査第一課 あて
(または) 審査第二課 あて

地方職員共済組合 地方共済事務局 年金部 御中

記入例

失権事由等連絡書

元組合員が退職された道府県	〇〇県	
年金証書記号番号	8594 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	
受給権者	フリガナ	キョウサイ ジロウ
	氏名	共済 次郎
	生年月日	明治・大正・昭和 平成 ××年 ××月 ××日
失権年月日(失権事由)	平成 ××年 ××月 ××日 (死亡) 婚姻・養子縁組	

届出人	フリガナ	キョウサイ ハナコ
	氏名(続柄)	共済 花子 受給権者との続柄(妻・夫・子・本人・)
住所	〒	××× - ××××
		〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
連絡先電話番号	昼間 TEL	090 - 1234 - 5678
	夜間 TEL	- 同上 -

* 日中、連絡可能な電話番号の記載をお願いいたします。

<担当地区> ※地区は元組合員が退職した道府県によります。
審査第一課：北海道・東北、関東、北陸、東海(静岡県、三重県を除く。)
審査第二課：静岡県、三重県、近畿、中国、四国、九州・沖縄

キリトリ線